

## 設計変更重視型発注方式（試行） 実施要領

### （目的）

第1条 設計変更重視型発注方式は、建設管理部が発注する請負工事において、受発注者双方の事務負担の軽減を図るとともに、適切な設計変更を行うことを目的とし、入札時の設計図書作成を簡素化し、設計変更手続きを重視する発注方式を試行するものである。

### （対象工事）

第2条 設計変更重視型発注方式の対象工事は、設計金額が500万円以上の請負工事の内、支出負担行為担当者が適当と認めた工事とする。

ただし、当面は、次に掲げるものは除く。

- （1）「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年4月1日北海道条例第25号）第2に該当する工事
- （2）鋼橋上部工事（工場製作に限る）、電気工事、塗装工事及び機械器具設置工事

### （周知方法）

第3条 設計変更重視型発注方式の実施に当たっては、別紙1及び2の例により入札公告、指名通知書及び特記仕様書（以下「入札公告等」という）に明記し、入札参加資格者、入札希望者又は指名業者（以下「入札参加資格者等」という）に周知するものとする。

### （質問の取扱い）

第4条 入札公告の日又は設計図書公開の日から質問書提出期限までの期間に、入札参加資格者から設計図書に関する誤り又は不一致等の質問があった際には、内容等を確認し、その影響が軽微であると支出負担行為担当者が判断した場合、その時点では修正は行わないが、契約締結後、現地確認の結果等を踏まえ、設計変更を行う旨、入札参加資格者等に通知する。

- 2 「影響が軽微」とは、積算条件に係る誤りや設計図書間の不一致等の内容が軽微であり、設計金額のおおむね1割を超えない範囲内で入札参加要件の変更が生じない場合等をいう。

### （契約図書の作成）

第5条 設計変更重視型発注方式の対象工事における契約図書は、契約書のほか、設計図書とし、その構成及び特記仕様書への明示事項は、次のとおりとする。

設計変更重視型発注方式の対象工事の取扱いは以下のとおりとし、予定価格の算出にあたっては、見積用参考資料で示した数量や積算条件により算出しており（1）ーイに示した図書との不一致等の取扱いは、設計変更協議を行う。

また、見積用参考資料の積算条件の現場との相違については、現地確認の結果等に基づき、設計変更を行うものとする。

(1) 設計図書

ア 契約図書として扱うもの

(ア) 仕様書

(イ) 図面

a 位置図

b 設計図（平面図、標準断面図、縦断面図）

c 工事数量総括表

(ウ) 質問回答書

(エ) 見積用参考資料

イ 当初は契約図書として扱わず、設計変更後に契約図書として扱うもの

(ア) 設計図（横断面図、仮設構造図、構造詳細図、その他詳細図）

(イ) 参考図

(ウ) 数量算出書

(エ) 設計計算書

(設計図書の簡素化)

第6条 設計変更重視型発注方式の当初設計図書の作成は、通常の作成方法に加え、別紙3に示した方式を組み合わせることで、簡素化を行うことができるものとする。

なお、別紙の簡素化手法を使用していない工事においても、入札公告等に「設計変更重視型発注方式」である旨を明示した場合は、第4条の規定によることができる。

(設計変更の手続き)

第7条 設計変更重視型発注方式における設計変更の手続きは、次のとおりとする。

(1) 設計変更確認会議の開催

ア 契約締結後、現場着手までに（事前準備を除く）、発注者が初回の設計変更確認会議を開催し、工事範囲の確定や設計図書の照査結果等を確認する。

イ 工期の2分の1経過した時期を目安に発注者が設計変更確認会議を開催し、設計変更内容の過不足、請負代金額、工期の変更等を確認する。

ウ 上記のほか、受発注者いずれかの要請により、設計変更確認会議を開催することができる。

エ 協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者協議の上、設計変更確認会議を省略することができる。

オ 当該設計変更に係る設計図書の作成は、発注者が行うものとする。

また、発注者は確定した工事範囲等に基づき再度、工期設定を行い、必要に応じて工期変更を行う。

(2) 簡略数量算出方式の取扱い

簡略数量発注方式を用いて算出した数量については、特記仕様書に該当する工種名を記載する。

また、契約締結後、設計変更確認会議を開催し、設計図面や現地調査等に基づき算出した数量により設計変更を行う。

(3) 概算単価計上方式の取扱い

概算単価計上方式を用いた単価、歩掛は、特記仕様書に資材名、工種名を明示する。また、契約締結後、「工所用資材設計単価策定要領」等に基づき作成した単価、歩掛を用いて設計変更を行う。

なお、設計変更の資料作成にあたり、受注者が行う設計図書の照査の範囲を超えるものについては、発注者が委託業務を活用し行う。

(4) その他

ア 当初設計図書において、簡略数量算出方式を用いた数量の確定や契約図書の修正を行う場合の設計変更は、「建設工事事務取扱標準様式の設定について」（昭和48年4月2日付け局総第151号）第15号様式その2「契約書」第18条を適用し、設計変更は「設計変更重視型発注方式による精査のため」とする。

イ 本要領以外の取扱いについては、必要に応じて各建設管理部で別途定めることができるものとする。

(適用年月日)

第8条 本要領は、令和5年5月8日以後に入札公告等を行うものから適用する。

附 則

(対象工事及び適用年月日を変更する場合等の特例)

1 当面の間、第2条（対象工事）の範囲を変更しようとする場合は、各建設管理部において以下の措置を検討の上、試行的に実施できるものとする。ただし、第2条第1項第1号に該当する工事は対象としない。

(1) 入札参加者等との合意形成措置

対象工事に係る関係団体との事前協議、又はアンケート調査等により入札参加者の意見聴取を行うことなどを検討すること。

(2) 本実施要領の適用範囲

第4条（質問の取扱い）及び第5条（契約図書の作成）の適用範囲について検討すること。

2 第8条（適用年月日）については、各建設管理部の判断により、順次対応可能なものから適用できるものとする。

## 【設計変更重視型発注方式（試行） 入札公告記載例】

- この工事は、契約対象の一部の数量、単価及び歩掛を簡略化することなどにより、入札時の設計図書作成を簡素化し、設計変更手続きを重視する「設計変更重視型発注方式」の試行工事である。

「設計変更重視型発注方式」の試行工事において、入札参加資格者等から設計図書に関する誤り又は不一致等の質問があった際には、内容等を確認しその影響が軽微であると支出負担行為担当者が判断した場合、その時点で修正は行わないが、契約締結後、現地確認の結果等を踏まえ、設計変更を行う旨、入札参加資格者等に通知する。

なお、支出負担行為担当者自らが設計図書の誤り等を発見した場合も、その影響が軽微であれば修正を行わずに、契約締結後、現地確認の結果等を踏まえ、設計変更を行うこととする。

詳細は特記仕様書を参照すること。

## 【設計変更重視型発注方式（試行） 指名通知文記載例】

- この工事は、契約対象の一部の数量、単価及び歩掛を簡略化することなどにより、入札時の設計図書作成を簡素化し、設計変更手続きを重視する「設計変更重視型発注方式」の試行工事である。

「設計変更重視型発注方式」の試行工事において、入札参加者から設計図書に関する誤り又は不一致等の質問があった際には、内容等を確認しその影響が軽微であると支出負担行為担当者が判断した場合、その時点で修正は行わないが、契約締結後、現地確認の結果等を踏まえ、設計変更を行う旨、入札参加者に通知する。

なお、支出負担行為担当者自らが設計図書の誤り等を発見した場合も、その影響が軽微であれば修正を行わずに、契約締結後、現地確認の結果等を踏まえ、設計変更を行うこととする。

詳細は特記仕様書を参照すること。

## 【設計変更重視型発注方式（試行） 特記仕様書記載例】

1 本工事は契約対象の一部の数量、単価及び歩掛を簡略化することなどにより、当初契約時の入札手続きを簡素化し、設計変更手続きを重視する「設計変更重視型発注方式」の試行工事である。

2 設計変更重視型発注方式の対象工事の取扱いは以下のとおりとし、予定価格の算出にあたっては、見積用参考資料で示した数量や積算条件により算出しており（1）ーイに示した図書との不一致等の取扱いは、設計変更協議を行う。

また、見積用参考資料の積算条件の現場との相違については、現地確認の結果等に基づき、設計変更を行うものとする。

### （1）設計図書

ア 契約図書として扱うもの

（ア）仕様書

（イ）図面

a 位置図

b 設計図（平面図、標準断面図、縦断面図）

c 工事数量総括表

（ウ）質問回答書

（エ）見積用参考資料

イ 当初は契約図書として扱わず、設計変更後に契約図書として扱うもの

（ア）設計図（横断面図、仮設構造図、構造詳細図、その他詳細図）

（イ）参考図

（ウ）数量算出書

（エ）設計計算書

3 工事期間中に設計変更確認会議を開催し、設計内容を受発注者間で確認した後、設計変更を行うものとする。

設計変更確認会議の開催は次のとおりとする。

### （1）第1回設計変更確認会議

実施時期：契約締結後、受注者が設計図書及び現地の確認完了時

会議内容：概略で発注した項目（数量、単価、歩掛）や設計図書の修正、現場不符合、工期等について受発注者で確認。

### （2）第2回設計変更確認会議

実施時期：工期半ばの時点

会議内容：設計変更内容の過不足や請負代金額、工期の変更等を受発注者で確認

(3) 上記のほか、受発注者いずれかの要請により、会議を開催することとする。

4 設計図書の簡素化を行っている項目は次のとおり。

(1) 概算単価計上方式

建設資材価格等調査や見積徴取が必要な資機材単価、歩掛があり、調査等に時間を要するため、早期発注の観点から、当該設計図書では類似品単価等で置き換えており、契約後、変更を行うもの

(ア) 歩掛～☆☆設置工、△△撤去工

(イ) 単価～□□装置、▽▽処分費（類似品単価使用、金額は「建設資材の価格について（個別公表分）」参照）

(2) 簡略数量算出方式

当初設計の数量算出を簡略化して積算を行い、契約後、設計数量の確定を行うもの

(ア) 数量～●●工、××工にかかる全ての数量（標準断面×延長にて算出）

## 設計図書の簡素化に係る手法

	簡略数量算出方式	概算単価計上方式
概要	当初設計の数量算出を簡略化して積算を行い、契約後、設計数量の確定を行い、受発注者における入札事務の効率化を図る。	建設資材価格等調査や見積徴取が必要な資機材単価・歩掛があり、調査等に時間を要する場合は、早期発注の観点から、当初積算においては類似品単価等で置換し、契約後、変更を行う。
当初積算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数量計算において以下の手法を活用できる。</li> <li>1)設計図書に示した平面図や標準断面図等から算出した数量。</li> <li>2)積算済の所定数量を用い、実施延長などに合わせて比例按分した数量。</li> <li>3)現況とのすり付けなど、参考図から算出した数量、その他手法で算出した数量。</li> <li>・発注時は、数量計算根拠に用いた標準断面図等の必要最小限の図面を添付。</li> <li>・対象とした工種、数量は特記仕様書、受注者用参考資料に明示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の類似・同等品等の単価・歩掛が使用可能。</li> <li>・使用する場合、特記仕様書に使用工種、材料等を明示。併せて使用した歩掛、単価についても公表。</li> </ul>
設計変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横断図等から数量を算出し、必要な工事目的物などの数量に応じて設計変更を行う。</li> <li>・第1回設計変更確認会議にて決定した施工数量に基づき、工期設定を行い、必要に応じて工期変更を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積策定あるいは特別調査による結果をもとに設計変更を行う。</li> </ul>